

## 公 告

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、下記の者を京都市交通局公金収納受託者とし、道路運送法第35条に基づき実施する、一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託に伴い、本市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田與三右衛門

### 記

- 1 豊中市庄内西町5丁目1番24号  
阪急バス株式会社
- 2 京都市南区東九条南石田町5番地  
京阪バス株式会社
- 3 東大阪市小阪1丁目7番1号  
近鉄バス株式会社

(交通局自動車部営業課)